

## ホームケアで利用する POIC<sup>®</sup>ウォーターに関する注意事項

ホームケアとして患者様に「POIC<sup>®</sup>ウォーター」（以下 POIC 水）をお勧めする場合、下記内容を十分にご理解の上お勧めください。

### 1. 【基本知識】水の「販売」とは

通常、水の販売とは、「不特定多数」を対象に行われる行為であることを意味します。その場合、以下の条件を満たさなければなりません。

- ・ 都道府県知事並びに最寄りの保健所の許可が必要。
- ・ 効能効果を謳う場合は、さらにレベルの高い製造品質行程が要求される。
- ・ その場合、GMP 工場（厚労省認定工場）での製造と、製造に関する資格者（薬剤師等）を定めることが義務付けられている。

つまり、**条件を満たさない医療機関が水を「製造販売」することはできません。**

**\*\*\*「販売」という言葉は使用できません\*\*\***

**注意!**

### 2. 患者様への POIC 水説明において

例 1 \* ×不適切

「虫歯」・「歯周病」・「口内炎」などに効きます。治ります。

↓

◎適切

ブラッシング効果を上げることで、（諸症状が・・・）**改善したケースが多く見られます。**

例 2 \* ×不適切

POIC 水を「販売」しています。

↓

◎適切

**POIC 水をホームケア指導の一環として、患者様の同意のもとにお勧めしています。**

### 3. 医科・歯科においての見解

- ① 医院で生成される「POIC 水」は、患者様一人一人と有資格者が向き合い適切なる指導のもと、**患者様からの同意を得ながら利用**する。
- ② POIC 水は、あくまでも＜**ホームケア指導の一環**>としてお勧めする。
- ③ **患者様からの同意を同意書として必ず書面で残す。**

以上